

## 第2章 監査

### 福岡都市圏南部環境事業組合監査委員条例

〔平成18年8月7日〕  
〔条例第12号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づき準用する同法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査）

第2条 監査委員が法令に基づき監査を行うときは、あらかじめ監査の種類及び期日を管理者に通知しなければならない。

（公表）

第3条 監査委員が行う公表は、福岡都市圏南部環境事業組合公告式条例（平成18年条例第1号）に定める告示の例による。

（委任）

第4条 監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。